

各少年院視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

令和4年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	北海少	R4. 7. 20	在院者数が少なくなり若手職員が経験を積む機会が少なくなっている中での若手職員の経験の積み上げについて、検討されたい。	若手職員が自由な発想で物事に取り組むチャレンジを行えるよう、若手職員が中心となって広報に関するプロジェクトチームを結成したほか、幹部職員が関係機関に対して広報活動をする際には、若手職員を同行させるなど、職務に必要な様々な経験を積む機会を与えている。 また、更なる経験の機会を提供するため、若手の女性職員については、比較的被收容者数の多い女子施設に依頼して、2週間程度の実務研修の実施を予定しているほか、男性職員についても、必要性に応じて他の少年施設での実務研修を実施する予定である。
2	北海少	R4. 7. 20	女性職員の負担感が増していることについて、改善を検討されたい。	当院においては、男子の在院者を收容する本院と女子の在院者を收容する分院とが連携して総合型少年院としての機能を充実させているところ、職員の執務能力の向上や効率化の推進のため、職員が、性別にとらわれず相互に得意な業務を行うことにより、業務に新たな視点を加え、その可能性を広げられるよう、性別の異なる職員を積極的に相互に人事異動し、職域を拡大させているが、現場の職員にとっては、従来の職員の男女比が変わることにより、業務の負担感が増したように感じた側面があったものと思われる。加えて、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、自宅待機になった職員の業務をその他の者でカバーするなどしたため、負担感が大きくなったものと思われる。 今後は、職域拡大の目的を丁寧に説明し、職員のフォローアップを丁寧に行っていくとともに、新型コロナウイルス感染症等により、勤務できる職員が減少した際は、本院分院間等で速やかに協力できる体制を整えていきたい。
3	北海少	R4. 7. 20	在院者の矯正教育課程ごとの集団編成について、検討されたい。	当院は、13の矯正教育課程を有しており、それぞれの矯正教育課程ごとに集団を編成することは、物理的にも困難である。そのため、異なる矯正教育課程であってもある程度統合せざるを得ず、それぞれの矯正教育課程に指定される在院者の数等を踏まえながら、適切な集団編成を実施している。
4	北海少	R4. 9. 21	タオルの貸与枚数を2枚から3枚にできないか検討されたい。	現在、在院者には、一人当たりタオルを2枚貸与しているが、3枚に変更することについて検討し、必要な内規の改正作業を行っている。
5	北海少	R4. 9. 21	土日祝日に視聴するVTRの種類を増やすことはできないか検討されたい。	DVDを計画的に購入するなどして、内容の充実に努めたい。
6	北海少	R4. 9. 21	調髪の髪型について、検討されたい。	3級生及び2級生については、訓令に基づき、院長が3級生及び2級生前期はオールショート刈り、2級後期はショートバック刈りを選択し、1級生は清楚な髪形としていたところ、3級生及び2級生については、在院者が個々に希望するオールショート刈り又はショートバック刈り、1級生については在院者が個々に希望するオールショート刈り又はショートバック刈りに加え、清楚な髪形とする調髪とした。 また、第5種少年院在院者は、清楚な髪形とするが、オールショート刈り、ショートバック刈りも希望できることとした。
7	北海少	R4. 11. 9	提案箱の設置場所について、現在の本棚から、例えばトイレに行く途中など、在院者が普段行く場所に設置することはできないか検討されたい。	検討の結果、各寮ホール中央にある柱に設置することとした。
8	北海少	R4. 11. 9	現在は午後4時50分から夕食を開始しているところ、午後5時からに変更することはできないか要望する。	内規の改正を行い、対応することとした。
9	北海少	R5. 3. 31	指導方針等に関して職員間で統一がなされるようにされたい。	教育部門において、定期的に教育部門・支援部門会議を実施し、動作要領等についての共通認識を図るとともに、指導方針等の統一を図っている。
10	北海少	R5. 3. 31	在院者の処遇が、発達障害等の特性に応じた適切なものとなっているか職員全体で再検証されたい。	職員研修や処遇検討会を実施するなどして、今後も引き続き発達障害等の特性に応じた処遇を実施する。
11	北海少	R5. 3. 31	適切な矯正教育等を図るべく、職員間の情報共有、すり合わせの徹底がなされるよう、適切な組織的対応、対処を行われたい。	職員朝礼における引継ぎや処遇会議などを活用し、情報の共有を図り、必要に応じて特定の在院者に係る処遇の統一化を図る内規を発出するなどして対処している。
12	北海少	R5. 3. 31	本省に対し、医務課の増員等、医務課職員の過度な負担を軽減できる適切な対処を強く要請すべ	御要望を上級官庁に報告する。 なお、令和5年度においては、医務課に1名を増配置

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			きである。	した。
13	北海少	R5. 3. 31	視察委員会が管理する職員向けの「提案箱」の常時設置を要望する。	職員からの意見聴取については、上級官庁及び当院における各種相談制度の活用、幹部職員による面談の積極化を図っているところであるが、職員から視察委員会への意見提出方法について、今後検討することとする。
14	北海少	R5. 3. 31	不必要に在院者に羞恥心を感じさせることのないよう配慮されたい。	今後も引き続き職員に発達上の特性等への理解と配慮を深めさせ、不必要に在院者に羞恥心を感じさせることのないよう配慮していく。
15	北海少	R5. 3. 31	性的マイノリティが在院している可能性があるという想定のもと、在院者の個性、特性に応じたきめ細かな対応を要請する。	令和4年度にLGBTQの理解を深めるため外部講師を招聘し、職員研修を実施した。今後も職員の理解増進に努めていきたい。
16	北海少	R5. 3. 31	薬の保管場所に常時氏名が表示されているが、在院者が容易に他の在院者の氏名を認識できるような環境は不適切であることから、改善を求める。	氏名が隠れるようなカバーを取り付ける措置を講じた。氏名を含めた個人情報の取扱いについては、今後も注意を払っていくこととした。
17	北海少	R5. 3. 31	在院者のジャージに穴が空いているものが散見されるので、質の高い衣服を必要量確保することを求める。	整備しているジャージは既に十分な耐久性を有する製品であるが、今後も、予算状況を勘案しながら整備していく。
18	北海少	R5. 3. 31	個別担任との事前相談がなくとも学習用書籍を在院者が借りられるように、運用方法を定めるべきである。	個別担任が在院者の学習内容等を把握する必要があること、また、在院者が計画的に学習を進められるよう個別担任が支援する必要があることから、事前に個別担任に相談してから借りるよう指導しているものであるため、現状の取扱いを維持することとする。個別担任には、相談に対し、速やかに対応するよう努めさせたい。
19	北海少	R5. 3. 31	在院者に対し、外部面接委員（篤志面接委員、教諭師、カウンセラー等）の存在と利用方法の周知を進められたい。	生活のしおりで周知していることに加え、寮内に外部面接委員の紹介を掲示するなどして周知を図っている。今後も周知を進めていきたい。
20	北海少	R5. 3. 31	視察委員会の開催を、年6回とするよう本省に対して予算措置を講じるよう強く要請されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
21	盛岡少	R5. 3. 3	貴院にて業務・運営を行うに当たり、従前からの運用について再検討や見直しを適宜行うとともに、新型コロナウイルス感染症の流行・まん延等、貴院をめぐる環境の変化やこれに伴い生じる在院者の様々な要望について、十分配慮するよう要望する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた適切な対策を講じるなど、在院者の要望にも十分配慮した上で、適正な施設運営となるよう、引き続き業務の再検討や見直しを行う。
22	東北少	R4. 7. 14	体質上牛乳が飲めない又は牛乳を飲むと腹痛等が生じる在院者について、牛乳以外の代替品の提供をするなど適切な対応をするよう要望する。	診察により、医療上の必要性を医師が判断した場合は代替品を給与している。引き続き、適切に対応する。
23	東北少	R4. 9. 12	在院者から、「先生が話を聞いてくれない」「受け止められていない感じがする」というような意見があったが、在院者と職員の信頼関係の構築は在院者の改善更生・立ち直りのために非常に重要であるから、この点について工夫するよう要望する。	在院者に対して、その心情に配慮しつつきめ細かな面接指導者等を実施しているところであるが、引き続き、在院者への適切な対応に留意していく。
24	東北少	R4. 9. 12	青葉女子学園におけるシャンプーボトルについて、ポンプ式の方が適量を出すことができるため、環境負荷の点からも、ポンプ式の使用及び詰め替えによる補充が可能となるよう要望する。	青葉女子学園では、シャンプーボトルは在院者に自己管理させているところ、ポンプ式はボトルが大きくなり指定場所での保管が困難であるなど、施設管理上の観点から、現在の運用を継続していく。
25	東北少	R4. 9. 12	ボディソープとドライヤーの利用ができるよう検討されたい。	ボディソープについて、使用できるよう内規の改定を行うことを予定している。また、ドライヤーについて、東北少年院では必要性が認められないことから、現時点においては備品として整備することは考えておらず、青葉女子学園では、速乾性タオルを貸与して対応しているが、入浴後に行事や面会がある場合には使用させている。
26	東北少	R5. 1. 23	給食時、在院者が事前に食器を準備することになっているところ、献立表のみでは食器の種類が判然とせず、食器を間違ふことがあるとの意見があったため、間違いやすい献立だけでも献立表に準備すべき食器を明示するなどの対応を要望する。	東北少年院では、献立表を踏まえて、役割活動として指定されている在院者が職員に助言を求めながらあらかじめ必要な食器を準備しているが、実際に運搬されてきた副食の量等を見て、必要があれば、その都度適当な食器に変更するなどの対応を取っている。在院者に臨機応変な対応を身に付けさせることも社会生活上必要なことであるため、現在の運用を継続していく。
27	東北少	R5. 1. 23	入浴時間について、寮によって違い（20分又は15分）がある場合は、入浴時間を統一するよう要望する。	入浴時間は、各寮、同一の20分間としている。
28	東北少	R5. 3. 6	差入れや宅下げ等の手続のプロセスを在院者が理解できるように十分な説明や応答をするよう要望する。また、これらの説明・応答内容について、対応する職員によって内容のばらつきがないよう	在院者に貸与している「生活のしおり」に同手続に関する説明等を記載しているほか、入院時のオリエンテーションにおいて説明を行ったり、在院者からの個別の質問に応じたりしているところ、職員用に差入れ等の手続

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			要望する。	に係るフローチャートを作成して、統一性のある説明ができるよう改善した。
29	東北少	R5. 3. 6	職員が在院者へ薬を渡す際、職員が素手で薬を取り出して渡すのではなく、職員が手袋を着用して薬を渡すか、在院者本人にケースから取り出させるなどの対応をするよう要望する。	東北少年院においては、職員が薬を素手で在院者に渡しているケースがあったため、今後、職員が素手で薬に触れないようにビニール手袋の使用や職員の手を介さずに直接、在院者の手に置く等の対応を徹底する。 青葉女子学園においては、既に職員の素手が触れないよう対応しているため、引き続き、同対応を徹底する。
30	東北少	R5. 3. 6	職員の在院者に対する不適切な発言が見受けられたことから、この点を注意して指導に当たるよう要望する。	具体的事案について確認できなかったものの、在院者に対する言葉遣いや適切な会話の在り方については、令和4年度に全職員に対して、院長が職員研修を実施しており、今後も引き続き全職員に対して、在院者に対する適切な言葉遣いや会話の内容等について、注意喚起を行っていく。
31	東北少	R5. 3. 6	保護者等以外の者からの差入れについては、要件を満たせば可能と思われるところ、この点を理解できていない在院者がいると思われるため、在院者が理解できるよう定期的な説明をするよう要望する。	差入れや宅下げに関する要件は、在院者に貸与している「生活のしおり」に記載しているとともに、保護者等以外の者からの差入れについても要件を満たせば受け入れているところ、引き続き、在院者が適切に理解できるよう説明を行っていく。
32	東北少	R5. 3. 6	トイレ掃除時の洗剤使用頻度を増やすよう要望する。	東北少年院では、トイレ掃除時の洗剤の使用頻度が寮ごとに異なっていたため、頂いた御意見を踏まえ、毎日洗剤を使用して清掃することとした。 青葉女子学園では、トイレ掃除は毎日実施しており、汚した場合には都度自身で清掃するようにも指導している。洗剤を使用しての清掃は、従来月2回の大清掃の日に行っていたが、頂いた御意見を踏まえ、大清掃時に加えて週に2回（火曜日及び木曜日）、洗剤を使用したトイレ掃除を実施している。青葉女子学園については、在院者の資質上、保安上の観点から、洗剤は職員の面前で使用させる取扱いとしているため、洗剤を使用しての清掃は職員配置の都合上、週2回が限度である。
33	東北少	R5. 3. 6	在院者の余暇時間のテレビ視聴の際、同じ番組でも職員によって視聴できたり視聴できなかったりしたとの意見があったため、特に毎週放送されているものについて、視聴できるテレビ番組の基準を一律にするよう要望する。	在院者が視聴する番組は、各集団寮において、在院者の意見を参酌して職員が決定しているところ、当日の番組内容に不適切なものがある場合には、その時点で他の番組に変えるなどの対応をしており、引き続き現在の運用を継続していく。
34	東北少	R5. 3. 6	室内の温度が適切な温度となるように冷暖房の適切な使用を要望する。また、共有部分だけでなく、居室についても温度計を設置するなどして適切な室温を維持できるよう要望する。さらに、東北少年院の集団寮においても在院者の膝掛けの使用を要望する。	東北少年院については、ホール及び各居室に暖房器具を設置しているほか、令和4年度、熱中症対策として集団寮ホールにエアコンを設置するなど、適切な室温の維持に努めている。室温については、寮内ホールに設置している温度計で測定しているほか、居室内の温度についても、適宜温度計で測定している。また、集団寮における膝掛けの使用については、今後の冬季の室温の状況を踏まえて検討する。
35	東北少	R5. 3. 6	生理中の入浴について、生理中も浴槽に入ることができるように、例えば入浴の順番を最後にするなどの対応を検討されたい。また、入浴日は週3回のところ、タイミングによっては中2日入浴ができず、衛生的に好ましくないと思われるため、生理期間中は、入浴日以外も毎日シャワー浴をすることを検討されたい。	生理中の在院者に対しては、入浴日にはシャワー浴を行う運用としており、現在の運用を継続していく。また、生理期間中に毎日入浴又はシャワー浴を実施することは、個別に生理期間等を把握する必要があるなど、管理運営上、困難である。
36	東北少	R5. 3. 6	青葉女子学園の集団寮の暖房設備の故障により、暖房が使用できる居室と使用できない居室があるなど、処遇に差がある場合には、差が生じないような対応（代替措置）を要望する。また、処遇に差が生じてしまう場合には、在院者に対する丁寧な説明を要望する。	水道管漏水により、令和5年2月上旬から居室の暖房が使用できない状況にあるが、ホールのガス暖房は使用可能であり、ホールに面している個室とホールの温度に大きな差は認められなかった。しかし、ホールから離れた集団寮の室温が低かったため、集団寮前に別途暖房器具を設置する代替措置を講じたほか、集団寮で生活する在院者に対しては、膝掛けの増貸との措置を講じたところである。 なお、個室と集団寮の対応に差が生じたこと及び代替措置については、別途在院者らに説明している。
37	東北少	R5. 3. 28	視察委員会について、令和5年度以降も、年6回の開催ができるよう、年度当初からの予算措置を要望する。	視察委員会の開催回数に関する件については、施設限りでは対応できないことから、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
38	茨城農	R4. 6. 21	在院者が購入できるシャンプーが1種類のみであることから、もう1種類追加することを検討されたい。	令和4年度から新しく無添加のシャンプーも購入できるようにした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
39	茨城農	R4. 6. 21	差入れの書籍等の審査期間の短縮について検討されたい。	職員配置等の問題もあるが、審査の期間を短くできるよう善処したい。
40	茨城農	R4. 6. 21	集団寮のホールで閲覧可能な自弁の雑誌の範囲を広げることにについて検討されたい。	在院者の出身地等の漏えいにつながるタウン誌等については、閲覧の制限は慎重に判断するが、スポーツ雑誌等、個人情報の漏えいにつながるものについては個別に判断し、許可をする運用とした。
41	茨城農	R4. 6. 21	在院者のひげそりの実施回数を増やすことについて検討されたい。	在院者の実情や必要性を勘案し、実施回数の変更について検討していきたい。
42	茨城農	R4. 6. 21	単独寮にエアコン設置を検討されたい。	令和5年1月に、単独寮の廊下に4台のエアコンを設置した。
43	茨城農	R4. 6. 21	在院者の使用する上水（井戸水）の赤水対策について、酸化中和剤を添加して色度軽減措置を図っているところ、より根本的な解決方法としての水道管改修についても検討されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
44	茨城農	R4. 10. 26	体育に球技を導入することについて検討されたい。	当院の在院者の特性に鑑み、身体接触が頻回する球技の実施は対人トラブルのリスクを高める等の理由から導入することを控えることとしている。
45	茨城農	R5. 2. 22	在院者の食事に係るアンケートの回数について、毎年度1回の実施であるところ、回数を増やすことを検討されたい。	食事に係るアンケートを毎年9月頃と2月頃の全2回実施する運用とした。
46	茨城農	R5. 2. 22	仮退院前の理髪の時期を在院者ごとに仮退院の1か月前にするよう調整されたい。	外部の理容師に月1回来庁していただき理髪を実施しているため、仮退院日の日程に合わせて複数回実施することは困難である。
47	水府学	R4. 6. 8	セラピードッグの飼育について検討していただきたい。	少年院における動物（犬）介在活動は、上級官庁において実施施設が指定されているものであるため、頂いた御意見について、上級官庁に報告する。
48	水府学	R4. 8. 10	面会回数について月2回までのところを月4回までに、また、面会時間について1回当たり30分間のところを1回当たり1時間とすることについて検討されたい。	矯正教育の実施及び管理運営上の観点から、在院者一人当たりの面会可能回数や時間を増やすことは困難であり、現状維持とした。
49	水府学	R4. 8. 10	新採用職員や若手職員に対する教育体制について、見直しを検討されたい。	新採用職員等への教育体制を見直し、令和4年8月から、若手職員に対し、幹部職員やベテラン職員が自身の勤務経験を元に勤務上の心構え等を教示する研修を実施した。
50	水府学	R4. 10. 26	朝食の温度を温かくするよう検討されたい。	朝食の準備は限られた人員で行っているため、主食や味噌汁を保温用食缶に入れるなどして温食給与を心掛けているが、現状ではそれ以外の対応は困難である。
51	水府学	R5. 1. 11	食事の量について、他施設の献立を参考にしたり、見た目のかさを増す等の方法を取るなど、視覚的な満足度を高める工夫を検討されたい。	他の少年院の献立を参考にするなどして、ボリューム感のある食事を献立に取り入れたい。
52	水府学	R5. 3. 8	就寝時の音楽の音量が大きいことから、音量を下げることや音楽を流さないことを検討されたい。	音量の不具合は、機器の修理後に音量を調節せずにいたことから発生したものであったため、適度な音量に調節した。
53	喜連川少	R5. 3. 15	在院者が一斉に意見・提案書を投かんする機会を定期的に設け、投かんのしにくさの改善方法の検証をされたい。	全ての在院者に投かんさせる方法は、制度の趣旨に則した運用とは言えないことから、実施しない。 なお、在院者が投かんしやすい環境を整備するため、一人当たり意見提案書の用紙を3枚所持させることとした。
54	喜連川少	R5. 3. 15	居室内の暑さ及び寒さに関し、扇風機の適切な稼働や、窓や扉の開閉、就寝場所の工夫など、臨機応変な対応を要望する。	夏季においては、空気循環のため居室扉を一定幅開扉することとし、気温が高い日は就寝時間帯にも廊下のエアコンを稼働させることとした。冬季においては、就寝時間帯の防寒対策として貸与しているメリヤスの着用基準を統一した。就寝場所は、職員の視察を考慮して位置を指定しているため、変更の予定はない。
55	喜連川少	R5. 3. 15	在院者の服装は気温や清潔さを考慮し、過度に不快感や苦痛を与えないようなものとするよう検討されたい。	通気性、速乾性等に優れた仕様のジャージを使用させることとした。
56	喜連川少	R5. 3. 15	就労や修学に関する書籍類を備え、在院者に円滑に貸与できる体制を検討されたい。	修学に関する書籍は現状でも豊富に整備されているため、就労に関する書籍を新たに各寮3冊整備した。今後も引き続き備付書籍の充実を図ることとしたい。
57	喜連川少	R5. 3. 15	全体の入浴時間が短いため、入浴時間を5分程度延長することを検討されたい。	現在、脱着衣を含めて20分以内としているが、脱着衣に要する時間を含めない取扱いにすることを検討する。
58	喜連川少	R5. 3. 15	延灯学習を幅広く認め、在院者が申出を行いやすくなるよう検討されたい。	在院者の希望等を踏まえ、必要であると認められる場合は延灯学習を認めており、今後も在院者個々の事情に応じて認めることとする。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
59	喜連川少	R5.3.15	運動後の清拭について、十分な時間の確保や指導方法等の統一を周知徹底されたい。	清拭の時間は柔軟に運用しているところであるが、日課等の都合があっても十分な時間が確保されるように留意し、指導内容も統一させたい。
60	喜連川少	R5.3.15	時計が居室にないため、廊下の高い位置に設置する等の方法を検討されたい。	集団寮の廊下及び昼夜間単独寮の各居室にそれぞれ増設することを検討する。
61	榛名女	R5.3.1	単独寮居室の小型扇風機について、効果がないという意見が寄せられているため、スポットクーラーなどの代替設備を導入するなどして、より適切な室温管理をされたい。	単独寮では小型扇風機のほかに保冷剤を貸与して暑さ対策を行っているところ、夏季においても室温の定点観測を実施し、小型扇風機の冷房効果等を確認するなどして、適切な室温管理策を検討する。
62	榛名女	R5.3.1	特に単独寮内の就寝時間帯の寒さ対策として、適切な室温維持のための居室の設備や貸与物品の検討、上級官庁に対する電気容量増設のための予算措置の申入れをされたい。	引き続き貸与物品の内容を見直すなどして、寒さ対策に努めたい。また、高圧受電設備の増設に必要な予算措置については、上級官庁に報告する。
63	榛名女	R5.3.1	寒さ対策の観点から、特に冬季の入浴時間の延長を検討されたい。また、入浴回数も現状の週3回から増やすことを検討されたい。	入浴時間及び回数は、矯正教育の時間、職員配置及び光熱水料の予算を踏まえて決めているため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
64	榛名女	R5.3.1	頭髪を乾かすため、ドライヤーの導入について、検討されたい。	ドライヤーの取扱いについては、管理運営上の観点等から、現時点においては整備することは考えていない。
65	榛名女	R5.3.1	今後も在院者一人一人の特性を踏まえつつ、公平性を保った適切な指導・対応を行えるように、職員の研修会等を継続的に実施されたい。	引き続き、研修会の実施などの必要な対策を継続していく。 なお、令和5年度については、精神科医を講師として発達特性等を踏まえた処遇の在り方についての研修会を実施予定である。
66	榛名女	R5.3.1	在院者がコミュニケーション能力を向上させる機会をより多く得られるように配慮願いたい。	令和4年度、発達に課題を有する在院者を対象に「コミュニケーション講座」を新設した。引き続き在院者のニーズに応じた授業を展開する。
67	榛名女	R5.3.1	在院者のコミュニケーション能力向上のため、現在よりも自由に在院者同士で会話をすることができるような体制について検討されたい。	少年院の規律及び秩序を維持するため、個人情報の伝達等、不適切な会話は認めていないが、コミュニケーション能力向上のために有用と判断される場面においては、在院者同士が会話できるよう、引き続き対応していく。
68	榛名女	R5.3.1	視察委員会の施設に対する意見書については書面で回答されたい。	書面で回答することとする。
69	八街少	R5.3.4	催涙スプレーの使用は必要最小限度にとどめ、使用上の留意点等を訓練等において職員に周知するとともに、使用後の在院者の心情に配慮願う。	催涙スプレーについては、合理的に必要な範囲内の適正な使用、使用された在院者の心情や体調等への配慮も含めて訓練や研修を実施している。
70	八街少	R5.3.4	備付書籍の購入に当たっては、在院者にアンケートを実施するなどし、多様な書籍を備え付けるようにされたい。	在院者に対する備付書籍に関するアンケートの実施を検討し、在院者のニーズを考慮した書籍を充実させることとした。
71	八街少	R5.3.4	在院者が空腹を感じずに済むように、夕食の量の比重を増やすなど、献立を工夫されたい。	現在も、朝食及び昼食よりも夕食のボリュームを出すなど工夫した献立を作成している。今後も栄養量や嗜好、菜代指定額等を考慮の上、献立の内容を工夫していく。
72	八街少	R5.3.4	在院者が提案箱に投かんする際の匿名性確保のための措置を検討されたい。	在院者が、職員等の視線を意識することなく投かんしやすい環境について検討することとした。
73	多摩少	R5.3.17	職員がより丁寧かつ適切な教育を行っていくため、職員定員を増やすとともに、多様な分野の専門職員の更なる配置を検討されたい。	職員定員等については、施設限りで対応できる事項ではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告するとともに、外部協力者に協力を求めるなどして、今後も幅広く多様な分野の専門的な知見を取り入れていくこととした。
74	多摩少	R5.3.17	施設の老朽化について、建て替えを基本とした抜本的な改善が必要不可欠である。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
75	東日本少	R5.3.16	職員の在院者に対する言動への配慮について、今後も、職員研修等の機会があるごとに注意喚起を続けられたい。	職員研修等を通じて発達障害等への理解を深めさせ、また、アンガーマネジメント等の心理トレーニングを実践させつつ、人権意識の向上を図っており、今後も各種取組を継続していく。
76	東日本少	R5.3.16	在院者の集団編成について、集団処遇から単独処遇に変更する際は、その可否を慎重に検討し、できる限り在院者に理由を説明して、理解を得られるように努められたい。	処遇の変更については、処遇申請書を作成して必要な検討を行い、在院者に指導した上でを行っている。今後も単独処遇の必要性については分かりやすい言葉で説明し、在院者自身の理解を深めさせるようきめ細かな対応を心掛けていく。
77	東日本少	R5.3.16	教育部門の事務作業の簡略化や縮小化、また、職員定員や配置の見直しの必要性について検討されたい。	事務作業の合理化を検討しつつ、職員定員等、施設限りでは対応できない事項については、上級官庁に報告する。
78	東日本少	R5.3.16	医師の欠員が続いていることから、定員が充足されるよう努められたい。	引き続き、積極的に施設見学等を実施して外部の医師から理解を求めるなどし、上級官庁と連携して欠員の解消に努めていく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
79	東日本少	R5.3.16	看護師について、当直体制等における負担は少なくないことから、定員の見直しを検討されたい。	業務分担を見直すなど、業務負担の軽減を図るとともに、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
80	東日本少	R5.3.16	意見・提案書について、訓令の様式に法的地位の記載があるものの、施設内でそれを記載させる必要性は乏しいことから、施設独自の様式を利用することを検討されたい。	提出された意見・提案について検討する際、法的地位によってその内容が異なる場合があるため記載欄を設けて矯正局が定めている様式であることから、頂いた御意見については施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。 なお、当該欄について、記載を必須とする取扱いとはしていない。
81	東日本少	R5.3.16	在院者の運動又は体育の時間について、少年院法施行規則に基づき、実質1時間以上の運動又は体育の時間確保に努められたい。	体育は50分、運動は60分として標準日課表を定めて実施しており、必要な運動の時間は確保している。加えて、毎日、昼食後に寮内ホールで各自が運動できるように運動用具を貸与するなどしている。
82	東日本少	R5.3.16	新聞紙の閲覧について、在院者が複数の新聞を読むための閲覧時間が十分に確保されるよう努められたい。	新聞紙の閲覧は、全在院者に対して公平に閲覧時間を確保する観点から、おおむね一人20分間として時間を設定しており、これ以上の延長は困難である。
83	東日本少	R5.3.16	学習用の自弁の書籍への書き込みを一律に禁止するのではなく、規律及び秩序の維持に反しない限りこれを許容されたい。	自弁の書籍は、施設内で入手した情報等が持ち出されることのないよう厳格に取り締まる必要があることから、原則として、学習用の書籍であってもノートに記入して学習をさせることとしており、現行のままとする。 なお、通信教育の課題提出等の必要性が認められるものについては、個別に書き込みを許可する運用としている。
84	東日本少	R5.3.16	自弁の書籍等の所持冊数を一律に3冊までとするのではなく、規律及び秩序の維持に反しない程度の制限とすることを検討されたい。	今後、所持限度量内において5冊以内として改める。 なお、学習用の書籍等については冊数制限の対象外としている。
85	東日本少	R5.3.16	集団での教科指導において、在院者の学力に応じた個別対応がなされるよう改善されたい。	教科指導に配置されている法務教官のうち1名を指導補助として位置付け、外部講師の指導の補助に当たらせることとし、各在院者の学力に合わせた指導が実施できる体制とした。
86	愛光女	R4.7.27	食事について、様々な食品により必要な栄養素が摂取できていることを、在院者に周知されたい。	献立表に食品に係るコラムを掲載し、必要な栄養素が摂取できていることを在院者に周知した。
87	愛光女	R4.7.27	夜間帯、エアコンの音が気になって眠れない者がいるため、対処されたい。	エアコンのルーバーが方向転換する際の音が原因であったことから、ルーバーを一定方向に固定し、音が出ないようにした。
88	愛光女	R5.3.22	夏季冬季において活動開始前から冷暖房を付けて室温の管理をすることや、冷暖房での対処が困難な際の代替措置が適切に機能しているか、再度検討されたい。	現状においても、活動開始前から冷暖房を付け、室温は適宜、職員が確認して管理しており、冷暖房での対処が困難な場合には、各居室に夏季は扇風機や保冷剤を、冬季は電気座布団を貸与するといった代替措置をそれぞれ講じている。
89	愛光女	R5.3.22	寒さ対策について、冬期において在院者に貸与する衣類が適切であるか、再度検討されたい。	冬期の衣類については、下着（厚手肌着やズボン下）や防寒着（ピステやフリースジャケット等）等により在院者自身で調整可能な運用としている。
90	愛光女	R5.3.27	シャワー浴について、夏季においては土日にも実施すること、洗髪を可能とすること、年間を通じて生理の際に入浴がない日にはシャワー浴を可能とすることについて検討されたい。	予算上、職員配置上及び日課運営上等の制約から、いずれも対応困難である。
91	愛光女	R5.3.27	入浴について、入浴時間を延長することや着替えの時間を入浴時間に含めないことについて検討されたい。	集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているところ、入浴時間を延長することは、寮内における日課の適切な運営に支障が生じるため、困難であるものの、今後も引き続き、在院者の生活環境や健康管理の維持・向上に努めることとしたい。
92	愛光女	R5.3.27	入浴後に使用するドライヤーの導入を検討されたい。	集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているところ、入浴後にドライヤーを使用させることは、入浴後の役割活動等の寮内における日課の適切な運営に支障が生じる。また、日中よりも限られた職員数で寮内全体を適切に戒護する必要があり、ドライヤーを在院者に使用させることは、保安上も困難である。
93	愛光女	R5.3.27	新刊、専門分野の知識が得られる書籍、ファッション雑誌など、書籍等の充実化について検討願いたい。	令和4年度は、最新本や話題の本等を含め、295冊の書籍等を購入しているほか、毎年支援団体等から100冊程度の書籍等の寄贈を受けており、書籍等の充実がなされている。購入等に際しては、在院者のニーズも踏まえつつ、在院者の健全な育成を図るのにふさわしい書籍等の選定を行っている。
94	久里浜少	R5.3.23	在院者の衛生上の観点から、夏場に使用しているプールにろ過設備を設けるよう要望する。また、	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
			ろ過装置付きのプールの新設も要望する。	
95	久里浜少	R5. 3. 23	冬季の入浴時における在院者の1回当たりの入浴時間の延長を検討されたい。	職員配置、日課運営への支障及び予算事情について十分考慮した上で、検討したい。
96	久里浜少	R5. 3. 23	夏季のシャワー浴において、温水の利用及び石けんの使用を認めることについて検討されたい。	温水の利用については予算事情を考慮した上で、引き続き検討したい。また、石けんの使用についても引き続き検討したい。
97	久里浜少	R5. 3. 23	在院者の生活環境の改善のため、冷暖房設備の設置について、設置場所等を十分に検討の上、充実させることを求める。	冷暖房設備については、各寮舎の廊下に設置することを検討しているが、予算の確保等、施設限りでは対応が困難な事情もあるため、上級官庁に報告したい。
98	久里浜少	R5. 3. 23	在院者の熱中症予防のため、院内に設置されたWBGT（暑さ指数）計に注意し、電解質を給与する等十分な配慮をすることを求める。	夏季の熱中症防止のため、電解質を含むサプリを給与しているところ、今後もこれを継続していく。
99	久里浜少	R5. 3. 23	在院者の居室内の温度を適温に保つことができるよう、可動式の冷暖房器具を配備することを求める。	予算事情を考慮しつつ、可能な範囲で適切な温度管理ができるよう、対応について検討する。
100	久里浜少	R5. 3. 23	タブレット端末を利用した高等学校卒業程度認定試験対策について、継続するよう求める。	高等学校卒業程度認定試験対策用のタブレット端末については、令和5年7月まで自庁予算で業者からの借入を予定しているが、同年8月以降のタブレット端末の利用については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
101	久里浜少	R5. 3. 23	生活適応支援プログラムである「KLAS」について、今後も先進的な教育プログラムの開発・改善に積極的に取り組むことを求める。	引き続き、プログラムの拡充に向けた取組を進めていく。
102	久里浜少	R5. 3. 23	老朽化した建物・設備関係について、不具合箇所等は可能な限り早急に修繕を行うことを求める。また、修繕の際の塗装について、色彩の心理的な影響についても配慮することを求める。	施設限りで対応できない事項については上級官庁に報告するが、施設限りで修繕可能な範囲は、予算状況や色彩を勘案しながら、引き続き可能な限り早急に対応していく。
103	久里浜少	R5. 3. 23	在院者の食事について、年度途中で食材調達に困難が生じないよう、十分な予算措置がなされるよう強く要望する。	引き続き、予算事情を考慮しつつ、適切な献立を作成するとともに、予算措置に係る御意見については上級官庁に報告する。
104	久里浜少	R5. 3. 23	男性職員も安心して育児休暇・休業を取得できるよう、必要な改正や休暇・休業期間中の代替職員を採用するための予算措置をするよう求める。	両立支援制度について改めて周知するとともに、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
105	久里浜少	R5. 3. 23	新規採用職員の研修の充実と職員の資質の向上に努めるとともに、若手職員とベテラン職員に偏った職員構成を改め、中堅職員の充実を求める。	職員研修の効果的な実施について見直すとともに、職員構成に係る御意見については上級官庁に報告する。
106	久里浜少	R5. 3. 23	特定少年に対して、長年にわたって培ってきた知識と経験を生かし、処遇の更なる充実を求める。	成年であることの自覚及び責任の喚起、社会参画に必要な知識の付与を目指す特定生活指導（成年社会参画指導）等の実施を通じて、これまで培ってきた知識と経験等を生かした処遇を行い、その充実に努めていく。
107	新潟少	R4. 5. 11	視察委員会の提案箱について、存在を知らない在院者がいるため、在院者に対する周知の徹底を要望する。	視察委員会の提案箱については、入院時、新入時教育を含めて機会あるごとに説明するとともに、生活のしおりにも記載して周知を行っているところ、今後も引き続き周知に努めていく。
108	新潟少	R4. 8. 17	余暇時間のテレビ視聴について、視聴番組の内容を検討するとともに、番組途中で別の番組への切替えが発生しない計画を検討されたい。	視聴番組は、余暇時間の性質や在院者の意見を踏まえて決めている。番組の切替えについては、各局の番組の放送時間が異なるために発生しているものであり、対応の変更が難しいが、可能な限り番組開始又は終了時間等を考慮し、計画を立てることとした。
109	新潟少	R4. 10. 5	視察委員会の提案箱について、ホールの教官室から見える位置に置いてあり、投かんする際に抵抗を感じられることから、設置場所を投かんしやすい位置に変更されたい。	提案箱の設置場所について、職員の視線を気にせず投かんしやすい場所（ホールにある図書棚）に変更した。
110	新潟少	R4. 12. 14	入浴回数が週2回、シャワー浴が週1回であるところ、入浴回数を増やすことや入浴時間を延長することを検討されたい。	令和5年度からは週3回の入浴を実施している。また、日課運営の必要性から入浴時間の延長は困難であるものの、夏季期間中は温水シャワーの回数を増やして実施しており、令和5年度も継続して実施予定である。
111	新潟少	R4. 12. 14	書籍等について、自己啓発の書籍等が多く、古い歴史の本などが目立つため、新しい小説等の購入を検討されたい。	令和5年1月に近隣の図書館から新しい小説を中心に書籍等100冊の貸与を受けたほか、同年3月には外部協力者から新しい小説等を19冊、雑誌を含めた各ジャンルの書籍等190冊の寄贈を受け、書籍等の充実が図られている。引き続き、在院者の趣向を考慮した書籍等の購入を検討したい。
112	新潟少	R4. 12. 14	集団寮の電気ポットのお湯が生臭いため、改善されたい。	1か月に1回のペースで、専用の洗剤を使用し、ポットを洗浄する運用に変更した。また、水を継ぎ足して湯沸かしする実情も一部確認されたことから、毎朝新し



番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				い水に全て入れ替えて湯沸かしするよう改善した。
113	新潟少	R5. 3. 17	面会時間が30分では短いため、1時間程度に延長することを検討されたい。	矯正教育の実施及び管理運営上の観点から、一律1時間程度の実施は困難である。 なお、個別の必要性を考慮して、30分以上の面会も実施している。
114	新潟少	R5. 3. 17	遵守事項違反に関する調査を行う際、在院者の供述にも耳を傾け、適正かつ十分な調査がなされるよう求める。	遵守事項違反による調査の際、在院者の特性等を十分考慮して、在院者本人のみならず、参考人にも丁寧な聴き取りを行っている。
115	新潟少	R5. 3. 17	就寝時の夏の暑さと冬の寒さの対策について、改善の余地がないか検討されたい。	就寝時における暑さ対策としては、保冷用枕、うちわを貸与するとともに、廊下の冷房を一定時間稼働させ、居室に冷気が流れるようにしており、寒さ対策としては毛布の増貸与を行っている。
116	新潟少	R5. 3. 17	学習教材について、古い教材が多いため、新しい教材を増やすよう購入等を検討されたい。	令和4年度の予算で英単語テキストや最新版の高等学校卒業程度認定試験問題集等の学習用書籍を計425冊購入した。引き続き、必要に応じて、書籍等の購入を検討したい。
117	有明寮	R5. 3. 29	職員が不祥事を起こした場合における、在院者への告知に関する運用ルールを定められたい。	公表事実に基づいて在院者に告知を行うこととしている。
118	有明寮	R5. 3. 29	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ変更されることに伴い、感染症対策に配慮しつつ、地域行事への参加を促進されたい。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ変更されることに伴い、感染症対策に配慮しつつ、各種教育活動や地域行事への参加を再開する。
119	有明寮	R5. 3. 29	提案箱への投かんを促す方策を検討されたい。	生活のしおりに提案箱に係る説明文を追加したほか、写真を挿入し、在寮生が提案箱を利用しやすいようにした。
120	有明寮	R5. 3. 29	反則行為に対する迅速な対応を今後も継続されたい。	反則行為の疑いがある場合には、引き続き速やかに調査を行い、迅速に対応したい。
121	有明寮	R5. 3. 29	職員が働きやすい職場環境を維持するよう努められたい。	計画年休の導入や施設の適切な維持管理などを通して、効率的な施設運営に努め、休暇を取得しやすい環境を維持する。
122	駿府学	R5. 3. 31	提案箱への意見・提案書の提出という従来の方式に加えて、在院者全員に対する一斉アンケートの実施について検討されたい。	視察委員会による定期的な一斉アンケートについて全面的に協力する。
123	駿府学	R5. 3. 31	職員により指導内容が異なること、言葉遣いに問題があるなどの意見が在院者から聞かれることもあるため、在院者指導場面での職員間の共通理解を深めるようにされたい。	幹部職員による在院者面接等において職員の指導や言葉遣いに対する不満等は認められないところであるが、引き続き定期的な職員研修や注意喚起、職員間の意見交換を実施し、適切な指導を実施していく。
124	湖南学	R5. 2. 28	空調について、室温に応じた行き届いた配慮を要望する。	当院では、室温に応じ、空調機器を使用し、適正な室温管理に努めている。今後も、例えば就寝時間帯にエアコン使用を認めるなど、室温に応じて、より柔軟に対応できるよう内規を整備し、さらに適正な室温管理に努めたい。
125	湖南学	R5. 2. 28	教養、娯楽等のVTR視聴可能時間の拡張やテレビ視聴時の音量を大きくしていただきたい。	教養、娯楽等のVTR視聴時間は、日課運営上拡充できる余地がなく、現状の運用を継続するが、今後、日課編成を大幅に見直す際などに、拡充も検討したい。 また、映像視聴時の音量については、大きくすると前列に着座している在院者から音量を押さえたいという意見が出たこともあり、公平性を担保するため、映像視聴時におけるホールでの着座位置を毎日順番にずらす対応をしている。
126	湖南学	R5. 2. 28	綿棒の使用について、各在院者の生活条件の保障にかなうよう要望する。また、使用方法を誤った過度な使用により外耳を傷付けることは避けなければならないが、使用方法を指導した上で自弁を認めるか、それが困難な場合は、在院者から理解が得られるように代替措置を要望する。	耳孔内の掃除について、当院医師から綿棒を使用することなく、ガーゼを細く絞って耳を拭う方法が推奨されていることから、その旨在院者に指導しており、医学的見地によるものであるため、耳孔内の掃除に関しては綿棒の用法等を変更することは考えていない。 なお、耳介の拭取りや薬の塗布など、耳孔内以外の綿棒の使用については特段制限しておらず、使用したい旨の申出があれば、原則として使用を許している。
127	湖南学	R5. 2. 28	自弁ノートの購入限度数について検討を要望する。	自弁ノートの購入冊数は、月に1冊としているところ、ノートは学習や雑記用に必要量貸与しており、使用が終わったら随時新しいノートと交換するなど、十分な量のノート使用を認めていることから、現状のとおり、月に1冊の購入とする。
128	湖南学	R5. 2. 28	平日に新聞を閲読できる時間が10分間では短いため、土曜・日曜日に閲読希望がある在院者については、余暇時間等を活用し、閲読時間を確保するよう要望する。	希望者については、土曜日の余暇時間に過去1週間分の新聞の閲読を許可することで、閲読時間の確保に努めている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
129	湖南学	R5. 2. 28	在院者の希望も踏まえ、備付書籍等の更なる整備を要望する。	令和5年度、在院者の健全な育成や改善更生・社会復帰への動機付けを図れるような有益な書籍を更に整備する。
130	湖南学	R5. 2. 28	入浴の回数を増やすことを要望する。	現在は週2回としていたところ、令和5年度については、週3回の入浴時間を確保していく。
131	湖南学	R5. 2. 28	シャワーについて、3分は短いため、脱衣を除き、実質5分程度を確保できるよう検討を願いたい。また、夏場以外には、入浴・シャワー浴ともない日があるようであり、運動をした後には、シャワーを浴びられるよう要望する。	シャワーについては、日課と日課の合間の短い時間内で実施せざるを得ず、通年で実施したり、実施時間を延長したりすると、現状以上に他の日課を圧迫することから実施は困難であり、現状の、夏季における入浴日以外の日に3分間実施する運用を維持する。ただし、入浴については、これまで週に2回であったところ、令和5年度からは通年で週3回に増やし、入浴等の機会を充実させる。入浴等の実施については、引き続き、法令に則り、適切に検討する。
132	湖南学	R5. 2. 28	新型コロナウイルス感染症対策について、今後とも相当期間集団生活を余儀なくされる在院者に対して継続した注意喚起を要望する。	社会情勢や上級官庁の指示等も踏まえ、今後も、少年院の適正な運営及び在院者の健康管理のため努力する。
133	湖南学	R5. 2. 28	在院者の私語が禁止される合理的な理由について、在院者に十分に理解が得られるよう要望する。	通常の何気ない会話の中から、他の在院者に個人情報を知られた場合、出院後に本人が被る不利益は計り知れないため、会話を行う際には、職員面前で行うよう指示しているところである。今後も継続して在院者の理解が得られるような説明を行う。
134	湖南学	R5. 2. 28	トイレの個室に入っている時に、職員が挨拶などの声掛けがあったり、職員がトイレを点検することが気になるという意見があったため、配慮を要望する。	在院者がトイレの個室を使用している際に、職員や他の在院者が声がけは通常行っていない。また、通常、在院者がトイレを使用している時間帯には点検を行っておらず、トイレ内で不正等のトラブルが疑われるなど、点検する必要が生じた場合に限り実施しており、必要最低限とするよう配慮している。
135	湖南学	R5. 2. 28	体育指導種目について、筋力トレーニングが多くなっているため、在院者の希望と意欲に応えた体育種目の選定・実施を要望する。	体育指導で採用する種目は、在院者によって希望はまちまちであり、かつ安全面や管理運営、気候など、様々な事情を検討する必要性が高いことから、在院者の希望をたちまち実施種目に直結させることはできないが、筋力トレーニング以外では、バドミントン、ソフトバレーボール、ソフトボール、水泳、持久走等、幅広い種目を導入し、様々な在院者が意欲的に参加できるよう工夫しており、今後も、在院者がより意欲的に参加でき、かつ指導効果の高い種目やメニューの充実化を図っていく。
136	湖南学	R5. 2. 28	面会及び電話による通信の時間について、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に有益と思われる人との通信時間については、裁量により、十分に確保していただけるよう柔軟な運用を要望する。	在院者の状況やその必要性に応じて施設長の裁量により特別面会等を実施し、面会時間や電話による通信の時間の延長や回数を増やす対応を行っている。
137	湖南学	R5. 2. 28	面会時、保護者等から、自分の子どもと少しでも触れ合いたいという意見があった。できる限りの配慮を行い、それも困難な場合は、その事情について、十分に理解してもらうべく、要望する。	スキンシップについては、在院者の心情安定や、家族との関係を良好とするために、個別に必要性を検討し実施することとしている。
138	湖南学	R5. 2. 28	勤労意欲を高めつつ、雇用ニーズに見合った職業訓練を行うという観点から、在院者の希望等を踏まえ、職業指導種目の一層の充実を要望する。	社会情勢や在院者の希望等についても勘案しつつ、職業指導種目の充実を図る。
139	湖南学	R5. 2. 28	出院を控えた在院者の社会復帰への意欲をそぐことがないよう、可能な限り、適宜の助言・指導に努めていただくよう要望する。	在院者の社会復帰に係る適切な助言・指導を行うため、事務分担を見直し、社会復帰支援担当職員が充実した対応をとれるようにした。
140	湖南学	R5. 2. 28	提案箱の所在場所の周知を要望する。	在院者全員に提案箱の場所を明示したプリントを配布するなど周知を徹底し、適正な施設運営に資する取組を行う。
141	瀬戸少	R5. 2. 28	視察委員会として意見・提案書に係る在院者への呼びかけを掲示したところ、提案箱への投かんゼロは解消されたがまだ少数にとどまるため、意見・提案書を投かんしやすくなるよう、方策について引き続き視察委員と協議願いたい。	視察委員会と協議し、視察委員会会議の開催前に同委員会の発行した「視察委員会からのお願い」を各寮舎に掲示して視察委員会の活動を在院者に周知した。今後も有効な周知の方法について視察委員との協議を継続する。
142	瀬戸少	R5. 2. 28	予算を伴う問題であるが、トイレの洋式化を検討されたい。	令和4年度に第5種少年院在院者用の居室トイレの洋式化を実施し、全寮舎に最低1つは洋式便器を整備した。令和5年度は予算の状況を踏まえつつ順次整備を検討する。
143	瀬戸少	R5. 2. 28	入浴を昼間に行うことで、実習や授業に参加できない場合があるなど、公平な入浴機会が確保されていない点について、在院者から不満があがっ	健康管理の観点から、入浴を利用するかどうかを在院者の意思に任せることは難しいが、日課編成を工夫するなどして、可能な限り実習や授業に参加できる時間帯で

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			ているところ、当該意見には合理的な理由があると考えられるので、昼間の入浴を利用するかどうかが在院者が自由に選択できないか検討されたい。	の入浴の実施を検討する。
144	瀬戸少	R5. 2. 28	職員によって、在院者に対する対応が異なったり、在院者の逸脱した行為に他の在院者が困っているにもかかわらず、職員が傍観又は無視し、迎合したりする態度を見て、改善を訴える意見が以前見られた。 職員の個人的な研鑽、努力だけではなく、在院者の権利を適切に保障するため、職員が互いに尊重し合いながら、連携して問題を共有できる明るい職場を構築されたい。	グループ討議形式の職員研修を実施し、職員が問題意識を共有しながら連携して処遇に当たるよう意識統一を図った。 また、職員によって対応が異なる等の意見については、職員朝礼等で在院者の動静等の情報を細かく伝達、周知することで、職員間で対応等に差異が生じないように、その都度調整していく。
145	愛知少	R4. 7. 20	入浴回数については、週3回確保されているところであり、予算事情もあるので、今すぐにということではないが、今後予算が許すようになれば、入浴時間の延長等についても検討されたい。	光熱水料が高騰していることから、予算事情を勘案しながら、入浴時間の延長等について、引き続き検討する。
146	愛知少	R4. 10. 6	提案箱に提出される意見・提案書が少ないことから、全在院者に対しアンケート方式で書面を配布し、白紙でも構わないので、全員に提出していただくことを要望する。	視察委員会のアンケートの実施について異論はないところ、具体的な方法等について、視察委員会と協議しているところである。
147	愛知少	R4. 12. 16	在院者面接時において、提案箱への投かんについて、経緯は不明であるが、職員から個人的なことは記載してはいけないと言われたとの話があったので、職員に注意されたい。	職員の発言について調査を行ったところ、そのような行為は確認されなかったものの、全職員に対し、視察委員会に対する意見提出について改めて説明の上、無用に意見提出を遮ることのないように注意喚起を行った。
148	愛知少	R4. 12. 16	霜焼け等寒さ対策について、検討されたい。	防寒手袋、防寒靴下等を調達し、配布した。
149	愛知少	R5. 3. 2	職員による不適正処遇事案に鑑み、職員の執務環境の改善等に引き続き取り組まれない。	職員入浴場の改修など職員の執務環境の向上に取り組んでいるが、予算を要することから、自庁予算で対応できる案件は対応し、自庁予算で対応できない案件については、引き続き上級官庁に予算上申をしながら対応していくこととする。
150	愛知少	R5. 3. 29	職員による不適正処遇事案に鑑み、職員が在院者よりも年齢が下とならないような対応を要望する。	職員の採用等に係る事項であるため、施設限りで対応することは困難であるが、施設の職員配置については、状況を勘案しつつ、可能な限り配慮することとする。
151	愛知少	R5. 3. 29	職員による不適正処遇事案に鑑み、在院者の御機嫌取りの処遇について、これに対する検証と根絶のための対策を検討されたい。	在院者の反則事案を調査としなかったことが根底にあることから、遵守事項違反等については厳に調査することを徹底した。
152	愛知少	R5. 3. 29	風呂の温度について、入浴が後の順番になると、湯水の下の方が水のようにになっているとの指摘があった。湯沸かし式でないという構造上の問題もあると思うが、改善を要望する。	厳冬期の案件であると思料されるが、実情を把握していなかったことから、調査の上、対応することとする。
153	豊ヶ岡学	R5. 3. 6	貴園の矯正教育の特色及びその果たしている役割に鑑み、在院者の減少を理由に、愛知県内の他の矯正施設との統合がなされることのないよう、要望する。	短期間の収容施設の強みを生かした、きめ細やかな教育活動や、再非行防止に向けた社会復帰支援を継続すること、また、地域と密着した矯正教育を行うこと及び社会に価値を還元すること（教育・文化・防災等）で、当園が豊明市に存在する意義を、引き続き上級官庁等に説明していきたい。
154	豊ヶ岡学	R5. 3. 6	貴園は老朽化が進み、耐震性に欠け、危険であるので、早期に建て替えまたはこれに代わる措置を執り、国の施設としての安全性が確保されるよう、要望する。	上級官庁に対して、施設の老朽化を説明し、建替え又は耐震化等の措置について、引き続き要望を報告する。
155	豊ヶ岡学	R5. 3. 6	建物の早期建て替えが無理であれば、取り急ぎ、冷暖房設備を居室スペースに設置するよう、要望する。	在院者の霜焼けの予防等のため、令和4年度から入浴回数を増やし、毛布をより暖かいものに更新した。冷暖房設備の整備は、予算措置がなければ実施することは困難であることから、新規設備の整備については、頂いた御意見を引き続き上級官庁に報告する。
156	宮川医療	R4. 5. 13	入浴を週3回にすることを含め、夏季に向けた衛生管理を要望する。	夏季期間等の限定的な期間だけではなく、通年、入浴を週2回から週3回に変更した。また、食中毒が増加する夏季に限らず、納品された食材、調理された食品の管理を徹底して行い、食中毒の防止にも引き続き努めていく。
157	宮川医療	R4. 10. 24	各種資格取得について、できる限り在院者の希望に沿って受験させることを要望する。	在院者からの希望に沿った資格取得となるように、必要に応じて事業者と調整の上、予算の範囲内で可能な限り実施していく予定である。
158	宮川医療	R4. 10. 24	支援教育課程の在院者への合理的配慮がなされた内容で未来に向けた生活設計を目的とした専用ノートの整備を要望する。	将来の生活設計に特化したワークシートを整備するとともに、ワークシートを活用した指導を実施することとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
159	京都医療	R5. 4. 7	早期に移転工事に着工し、移転が完了するよう、また、移転が完了するまでの間、在院者及び職員の生命・身体の安全を図るとともに、在院者の医療及び教育に支障が生じることなく、補修等を十分に実施するよう、強く要望する。	上級官庁及び関係機関に対して、施設の老朽化の現状及び早期移転の必要性について、引き続き説明する。 また、補修については、予算的制約もあるが、在院者の医療及び矯正教育の実施に支障を来さないよう対応したい。
160	京都医療	R5. 4. 7	新型コロナウイルス感染症対策については、対応する職員の負荷が加重にならないよう注意しつつ、今後も、十分な感染対策をとられるよう要望する。	今後、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変わることやその他の社会状況の変化に対応しつつ、万全な感染対策の実施と在院者及び職員の負担の軽減を両立させるべく、対策を図りたい。
161	京都医療	R5. 4. 7	診療時においては、在院者の感じ方、個性等に 応じた説明をしていただくよう要望する。	引き続き丁寧な対応を図りたい。
162	京都医療	R5. 4. 7	例えば、妊娠中の在院者がいる場合には、週1回程度非常勤医師に往診に来てもらえるような体制を確保するほか、緊急対応が必要な場合には迅速に対応できる体制を確保するなど、常勤医師のいない診療科目についても、貴院内において、血液検査を含む検査の実施や在院者の症状等に適した薬の処方が可能となるよう、引き続き充実した体制を確保されたい。	当院の常勤医師の専門科目外の診療科目については、非常勤医師により対応しているところであり、在院者の疾病の状態、同様の症状を有する在院者数等を勘案して、必要であれば、当該医師の勤務回数の増加等を図ることを検討したい。また、緊急の対応が必要な場合は、これまで同様、外医治療を含めて、適切に対応したい。 血液検査を含む検査の充実については、これまで同様、引き続き留意し、医薬品については、ジェネリック医薬品の活用による医療関係予算の節減に留意しつつ、在院者の症状に合わせた最適な医薬品の入手を続けたい。
163	京都医療	R5. 4. 7	医務課と教育支援部門との情報共有・連携について更なる充実・強化を要望する。	今後も日常的な情報交換を欠かさず行い、必要の都度ケースカンファレンスの実施を継続するなどして、より一層、情報共有と連携を図りたい。
164	京都医療	R5. 4. 7	少年院入院前につながっていた医療機関や福祉を含めた様々な支援機関との連携の更なる強化を要望する。	今後も、一層様々な支援機関との連携を強化していくこととしたい。
165	京都医療	R5. 4. 7	移転に際しては、医療少年院として、一般の総合病院水準の診療科の設置及び各科への常勤医官の配置並びに現在の医療水準に照らし合わせた使用頻度の高い検査機器の設置及び常勤検査技師の配置を行い、手術ができるような体制、設備の整備を要望する。	移転やその際に必要な設備等について御意見があったことは上級官庁に報告する。
166	京都医療	R5. 4. 7	在院者から、部屋が汚い、保護室が汚いなどの意見が出されており、施設の衛生上、重大な問題がある。また、防音が不十分であるなど、少年院の施設の建物、設備の老朽化が著しく、矯正教育の基盤である在院者が生活する場として種々の問題があり、その解決として、早急な移転の実現を要望する。	随時清掃を行う等しているが、移転については施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
167	京都医療	R5. 4. 7	在院者から、居室における夏の暑さ及び冬の寒さに対する意見があり、在院者の意欲に直接影響しているように思われる。更なる暑さ対策及び防寒対策を要望する。	夏季はエアコンを、冬季はファンヒーターを稼働させ、寮内の室温を調節しているが、構造上、各居室の室温を調節することは困難であるため、夏季は希望者に保冷用枕を、冬季は厚手靴下及び室内用手袋を貸与している。また、室内防寒着は、令和4年度において保温性の高いものに更新した。 各居室内の室温は計測していないが、これまでも寮舎内のWBG T（暑さ指数）を計測して在院者の健康管理上必要な処遇変更を行っており、今後も更なる対策を進めたい。
168	京都医療	R5. 4. 7	単独室における生活の質の向上という視点から、テレビ視聴について、更なる工夫をしていただくよう要望する。	令和5年4月から、テレビ視聴時間を30分長くした。 なお、テレビ番組については、矯正教育の効果を減少させる暴力的・性的なシーンがないものを選定する必要があるため、視聴できる番組は一つに限定している。
169	京都医療	R5. 4. 7	女子の在院者が保護室に入る際、長い廊下を通らざるを得ないことや、保護室にいる在院者が発する大声等が男子寮単独室に筒抜けの状態であることは、在院者の尊厳、人権に関わる問題であり、現施設においては根本的な改善は難しいとのことであるが、早急な改善を強く要望する。	保護室に収容する際の経路については、施設の構造上根本的な改善は困難であるため、いただいた御意見については上級官庁に報告する。 なお、女子に限らず、在院者を保護室へ収容する際は、連行等の状況が他の在院者の目に触れることのないよう配慮している。
170	京都医療	R5. 4. 7	静穏室の設置を要望する。	施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
171	京都医療	R5. 4. 7	トイレの洋式化に早急に取り組むよう要望する。	過去には、在院者の心身の状況や特性などを考慮し、一部居室は洋式化を図っており、今後も引き続き検討したい。
172	京都医療	R5. 4. 7	書籍について、引き続き、在院者の意見を丁寧 に聴き、更なる充実を要望する。	教育上の目的を踏まえた上で、在院者の意見も聴きながら、今後も書籍の充実を図る。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
173	京都医療	R5. 4. 7	入浴時に、洗体用のタオルを支給し、在院者の生活の質が向上するよう、常に見直しを要望する。	関係法令に従い、在院者の生活の質が向上するよう、在院者の要望と予算上の制約を勘案しつつ、今後も見直しを行う。
174	京都医療	R5. 4. 7	職員の指導、働き掛けが在院者の状況に適したものであるかについて、絶えず検討されたい。	職員の対応が、個々の場面に応じ、必要かつ合理的な対応であるのかについて、不適正な処遇につながる危惧があることを念頭におき、今後も検討していく。
175	京都医療	R5. 4. 7	在院者の意見を丁寧に聴き、指導や日課を増やして処遇の充実を図るよう要望する。	今後とも、在院者の個々の特性を見定めながら、処遇の充実を図る。
176	京都医療	R5. 4. 7	在院者のコミュニケーション能力を高める機会を十分に確保するよう要望する。	今後も在院者のコミュニケーション能力を高める機会を多く確保したい。
177	京都医療	R5. 4. 7	妊娠している在院者に対し、外部の子育て支援機関との連携をとり、出産前からの手厚い支援を要望する。	引き続き関係機関と連携しながら、対象者の手厚い支援を継続する。
178	京都医療	R5. 4. 7	移転に際しては、少年院に子の養育ができるような部屋や設備を設けることを強く要望する。	施設限りでは対応できない事項であり、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
179	京都医療	R5. 4. 7	少年院視察委員会の趣旨及び提案箱の運用について、在院者に対し、より説明をするよう要望するとともに、提案箱の設置場所について、特に単独寮の提案箱の設置場所について、再度検討されたい。	少年院視察委員会の趣旨及び提案箱の運用について、在院者に対し、今後より工夫して説明していく。 また、提案箱の設置場所については、在院者の動線を踏まえ、全在院者が利用する場所としているが、他に適当な場所がないか、必要な見直しを図る。
180	京都医療	R5. 4. 7	処遇上必要な情報が職員間でより共有されるよう要望する。	今後も、各在院者の処遇上の情報共有に配慮していく。
181	京都医療	R5. 4. 7	新型コロナウイルス感染症対策も変更になるところ、非行を犯した少年の改善更生や少年院教育の必要性について市民の理解を得るために、市民や地域との交流を進めていくことを要望する。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や法律上の位置づけの見直し、社会情勢の変化等を考慮し、参観の受入れ等について、検討する。
182	浪速少	R5. 3. 13	自弁の書籍等の内容のチェックの簡素化等により、在院者の手元に届くまでの時間を短縮することを求める。	自弁の書籍等が在院者の手元に届くまでに時間を要する主な要因は、検査に要する時間ではなく、書籍取扱業者から納品するまでに要する時間であることから、現状の検査体制は維持したい。なお、納品に要する時間の短縮を書籍取扱業者に要望したものの、納品期間の短縮は困難との回答であり、ある程度の時間を要することは御理解いただきたい。
183	浪速少	R5. 3. 13	自弁の書籍等を補完する観点から、備付書籍等の充実を図ることを求める。	在院者の希望や学習上の必要性を考慮しつつ、引き続き学習用書籍の充実を図る。
184	浪速少	R5. 3. 13	自弁購入以外に差し入れで書籍を入手できることや、学習用書籍の借入れには冊数制限がないことについて、在院者に説明することを求める。	いずれも生活のしおりに明記されており、新入時のオリエンテーションにおいて説明している。
185	浪速少	R5. 3. 13	各居室内へのポータブル冷暖房機の導入など、適切な冷暖房の実現を図ることを求める。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため上級官庁に報告する。
186	浪速少	R5. 3. 13	上級官庁に対して、電気代等の値上げに応じた光熱費、燃料費の予算の増額を要請することを求める。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
187	浪速少	R5. 3. 13	上級官庁に対して、食品等の値上げに応じた食費の予算の増額を要請することを求める。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
188	浪速少	R5. 3. 13	職員の指導に対して、在院者からえこひいきがあるとの不満が呈されることがあるため、在院者の個別の事情で対応を変える場合は、可能な限りその理由を説明することを求める。	不満を呈する在院者に対しては、個別具体的にその意図を聞き取り、必要な説明を行ってきたところであるが、今後とも対象者の理解度に応じた丁寧な対応を図る。なお、「えこひいき」の日時、場所、態様等が特定されていなかったことから、進級時における幹部面接において処遇に対して不満等があれば苦情申出制度を活用するよう助言している。
189	浪速少	R5. 3. 13	在院者に対して繊細な配慮が必要な事項（コンプレックスを刺激しかねない事項等）に係る職員の発言には、特に注意することを求める。	引き続き繊細な配慮が必要な事項に係る発言については留意する。
190	浪速少	R5. 3. 13	職員の加重労働軽減のため職員の増員を求める。	施設限りで対応できる事項ではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
191	浪速少	R5. 3. 13	入浴の頻度の引上げ又は入浴時間を延長することを求める。	在院者の入浴については週3回実施しているが、在院者に対する必要な矯正教育の指導時間数や運動、余暇時間を確保する観点から、これ以上、入浴回数を増加させることは日課の適切な実施等に支障が生じるため困難である。本年度は、入浴日以外に温水シャワー浴を行う期間を気温が上昇する6月から10月中旬までの間とすることで在院者の衛生保持に配慮することとした。
192	浪速少	R5. 3. 13	視察委員に対し、在院者用生活のしおりの院外への持ち出しを認めることを求める。	生活のしおりを持ち出す事情がある場合には、任期中の視察委員に限り、持ち出しを認めることとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
193	浪速少	R5. 3. 13	全国的に少年院の被收容者数が減少したことを理由に一義的に施設の統廃合を行うべきではなく、可能な限り現状のままの少年院を維持継続されたい。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
194	交野女	5. 3. 13	熱中症対策として、寮内の各居室内にエアコンを設置するよう要望する。	自庁予算での対応は困難であることから、引き続き上級官庁に要望する。
195	交野女	5. 3. 13	夏季期間中、以下の対策を提案する。 ①できる限りエアコンを設置している部屋で、在院者を過ごさせる。 ②冷却タオルなどの冷却用品の使用頻度を増やす。 ③扇風機などを有効に活用する。	夏季処遇として、できる限り冷房設備のあるレクリエーション室で過ごすようにし、夜間の扇風機の使用時間の延長や、保冷用枕の貸与等の拡充を検討する。
196	交野女	5. 3. 13	寒さ対策として、廊下に置かれた灯油暖房機の使用だけでは不十分であり、各寮の各居室にエアコンの設置を要望する。	自庁予算での整備は困難であることから、引き続き上級官庁に要望する。
197	交野女	5. 3. 13	冬季期間中、以下の対策を提案する。 ①できる限りエアコンを設置している部屋で、在院者を過ごさせる。 ②オイルヒーターなどの暖房機器の居室への設置。 ③水道の温水対応。 ④発熱性能の高い肌着の採用。 ⑤厚手の寝衣の貸与や厚手の上着の重ね着。 ⑥保温機能の高いシーツや毛布などの寝具を貸与する。 ⑦体育時に、身体が温まるまでの間、ウインドブレーカーの着用。 ⑧洗濯時、入浴後の残り湯を使用する。	冬季処遇として、室内でのベストの着用や膝掛け毛布の使用に加えて、ストーブの設定温度の調整や、保温効果の高い衣類や寝具等の整備を検討する。
198	交野女	5. 3. 13	冬季期間中、入浴時間の延長を検討されたい。	日課の適切な運営に支障が生じるため、入浴時間の延長は困難である。
199	交野女	5. 3. 13	ドライヤーの使用を検討されたい。	保安面を考慮する必要がある、検討中である。
200	交野女	5. 3. 13	保安事務当直は、拘束時間が長いと、同当直後のインターバル時間の設定を要望する。	保安事務当直の翌日は、年次休暇を取得しやすい職場環境の構築に努める旨定めた「職員に対する年次休暇取得促進に係る院長指示」を发出する予定である。
201	交野女	5. 3. 13	出勤簿や時間外労働の申告制等について、タイムカードの導入など、デジタルトランスフォーメーションの具現化を要望する。	業務終了時間の確認は、紙媒体を使用しているため、電子化し効率的な超過勤務の管理を検討する。
202	交野女	5. 3. 13	独身職員用の職員宿舎の改修工事を早期に行うため、予算措置されるよう要望する。	自庁予算での整備は困難であることから、引き続き上級官庁に要望する。
203	交野女	5. 3. 13	男性用トイレの増設を検討されたい。	自庁予算での整備は困難であることから、引き続き上級官庁に要望する。
204	和泉学	R5. 3. 10	職員の言動が在院者の不満につながらない関係、体制作りを求める。	職員と在院者の良好な関係作りに向け、面接時間を確保できるよう、週間標準日課の見直しを行い、今後、職員のスキルアップを図るため、コーチングなどの研修の機会を設けることとした。
205	和泉学	R5. 3. 10	地域社会と連携し、泉南学寮グリーンサポーター活動及び少年院の広報活動の更なる拡充を図ることを検討されたい。	地域社会や関係機関と連携し、在院者の改善更生の意欲を喚起する社会貢献活動や積極的な少年院の広報活動を計画し、実施していく。
206	加古川学	R5. 3. 24	在院者の特性や背景となる家庭環境は様々であり、引き続き、個別のニーズを踏まえた、きめ細かい対応を要望する。	在院者の個別のニーズを踏まえた、きめ細かな対応を引き続き行う。
207	奈良少	R5. 2. 16	職員の在院者に対する不適切な対応について、従前の研修教材や内容では不十分であるため、問題事例に焦点を絞った効果的な研修の実施を要望する。	令和5年度の職員研修の計画として、①職員の在院者に対する態度や言葉遣い、過去の不適正処遇等の防止に資する研修、②弁護士等の矯正施設の実情に詳しい外部講師を招へいし、多角的かつ多様な物事の捉え方の習得を目的とした研修、③不適正処遇につながりやすい処遇場面を設定してロールプレイを取り入れたグループ研修をそれぞれ予定している。
208	岡山少	R5. 3. 31	午後5時からの夕食時間は早すぎるため、在院者への配慮をお願いしたい。	夕食時間については、視察委員会からの御意見を頂き、平成28年4月から従来の午後4時30分からの運用を改め、現在の午後5時から開始する運用としているところであり、職員の配置や勤務時間等を踏まえると、これ以上食事時間を遅らせることは困難である。
209	岡山少	R5. 3. 31	塩分の摂取量が1日15グラム程度の日もあり、多いと思われるため、塩分少なめの調理を検討されたい。	塩分の摂取量については、厚生労働省の推奨基準等も参考にしつつ、更なる減塩に努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
210	岡山少	R5. 3. 31	可能な限り歌詞付きの音楽の活用をお願いしたい。	昼の休憩時間にラジオ放送を流し、歌詞付きの音楽に触れさせているほか、今後も適切な機会を設けるよう努めたい。
211	岡山少	R5. 3. 31	入浴の時間が12分程度では短いと思われ、在院者数の減少等も考慮して柔軟な対応をお願いしたい。	職員配置や日課運営等に支障がない範囲で実質的な入浴時間の確保について再検討し、試行として入浴時間を2分延長することとし、今後も適切な入浴時間について検討する。
212	岡山少	R5. 3. 31	体育指導において、球技でソフトバレーボールを導入されているが、さらにサッカーやバスケットボールなども実施することが望ましい。	体育指導の種目としてソフトバレーボールを継続するほか、剣道、水泳及びサーキットトレーニングなど様々な観点からバランス良く種目を選定している。他の球技を導入する際は、けがの発生など安全性を考慮しながら検討していきたい。
213	岡山少	R5. 3. 31	ネットリテラシーの学習、消費者教育や闇バイトの危険性などについて、外部講師なども積極的に活用して実施されたい。	令和4年度においては消費者教育・金融教育について外部講師を招へいして実施しており、今後も充実を図りたい。
214	岡山少	R5. 3. 31	パソコン教育について、ワード・エクセルのみならず、プログラミング教育の機会を設け、その充実をお願いしたい。	現状に加えてプログラミング教育まで行うのは難しいのが実情であるが、今後、在院者の状況や社会の動向を勘案しながら判断していきたい。
215	岡山少	R5. 3. 31	間もなく新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類となる見込みであり、運動会の来賓・親族の参加や公開のイベントなどを積極的に実施されることを期待する。	感染症の防止に努めながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準に戻せるよう努める。
216	岡山少	R5. 3. 31	成年年齢が18歳に引き下げられたが、「二十歳の集い」などのイベント開催の意義も大きいと思われ、諸事情を総合的に考慮して判断されたい。	令和4年度においては18歳～20歳の在院者を対象に成人式を実施した。令和5年度においても在院者や社会の動向を見ながら意義深いものとしていきたい。
217	岡山少	R5. 3. 31	差入れや通信制限などの基準について在院者に対する説明は行われているが、更に分かりやすい資料を掲示するなどすれば不要な不満は回避できると思われることから、検討されたい。	在院者に交付されている「生活のしおり」に基準を示すことで見やすいようにしている。また、新入時の段階で職員から十分に説明はなされているが、その他の機会にも繰り返し丁寧な説明を行っていく。
218	広島少	R5. 3. 20	冷暖房対策については、在院者の健康に配慮するために最優先課題である。予算上の制約がある中で、順次整備され、毎年度改善が進んでいるが、今後も、生活領域におけるより広い範囲、特に居住スペースに至るまで冷暖房を充実されたい。特に東広島市に所在するという地域性から冬季の寒さ対策についての対応が必要である。	在院者の居住スペースへの新たな冷暖房設備の設置については、予算上、施設独自の整備には制約も大きいところ、引き続き冷暖房設備の整備について上級官庁に対して要望していきたい。 なお、令和4年度は、広島少年院においては、単独寮（静思寮）廊下にエアコン（冷暖房）を設置し、貴船原少女苑においては、単独寮及び教育棟のガスファンヒータの更新を実施した。
219	広島少	R5. 3. 20	シャワー使用時の洗髪の許可について、現状、週に3回の入浴及び夏季には入浴日以外のシャワー利用を実施しているが、シャワー利用時には洗髪が許可されていない。発汗の多い夏季には衛生面から、シャンプーを使用した洗髪の必要性が高いので対応を検討されたい。また、夏場のシャワーについて利用時間が男子は1分・女子7分、男子は水のみで女子はお湯が使えるという待遇の差を合理的に説明することはできないので、改善を図られたい。	広島少年院におけるシャンプーの使用に当たっては、男子在院者が短髪であることを踏まえ、衛生上の観点から現在の対応が直ちに支障があると考えていないが、シャンプーの使用及び希望者には温水の使用を認める運用を検討したい。 また、シャワー時間は、他の日課への影響が大きいことを踏まえて、現在1分間としているが、各種の調整を踏まえ、時間の延長について検討したい。 貴船原少女苑においては、7分間のシャワー浴の時間内で、洗髪を許可することについて検討していくこととしたい。
220	広島少	R5. 3. 20	意見箱利用の活性化について、現状、意見箱の利用が低調な状況にあるが、ヒアリングによると、設置場所等の関係から提出に心理的な障害があるとの意見も見受けられる。今年度は協議により用紙の事前配布とすることとなり、毎月の進級式で告知を行うことを実施されたことは評価するが、意見箱を各自に回付するなどの方法も検討されたい。	意見箱について、広島少年院及び貴船原少女苑ともに設置場所の工夫等を行っており、今後も在院者への周知に努めてまいりたい。 なお、職員が意見箱を各居室に持ち回ることとした場合、各在院者は職員から義務的に意見を求められていると曲解する可能性があることから、実施は困難と考えている。
221	広島少	R5. 3. 20	出院前アンケートの結果の活用について、改善を求める指摘もあるが、肯定的な評価も多数指摘されている。在院生との良好な関係を保つためにも、肯定的な評価も職員に周知されたい。	広島少年院では、出院前アンケートについて、年度ごとに取りまとめを行った上で、肯定的な評価も含めて全職員への周知を行っているほか、アンケートに改善を要するものや速やかに事実確認を行う必要があるものなどの記載内容があった場合は、速やかに職員間で情報共有を行うなどして適切に対応している。 また、貴船原少女苑では、出院前アンケートは職員間で都度回覧し、情報共有している。
222	広島少	R5. 3. 20	面会時間について、令和3年度も意見項目に挙げていたが、令和4年度も面会時間が短すぎるとの意見が寄せられた。他方、面会時間を柔軟に対	広島少年院及び貴船原少女苑における面会時間については、原則30分として運用しているものの、施設の管理運営上の事情や在院者の社会復帰支援の必要性等を確

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			応してもらったことを評価するアンケート結果もあり、協議においても柔軟な対応に努めている旨の説明がなされた。在院者が面会において柔軟な対応が可能であるとの実態を理解していないケースも考えられるので、積極的に面会時間の調整の必要性などを確認する等を実施されたい。	認・考慮して対応しているところ、今後も引き続き、状況に応じて柔軟に対応していきたい。 なお、在院者に対しては、矯正教育上又は就業上といった社会復帰後の調整が必要な場合等には、面会時間の延長を認める場合がある旨を生活のしおりに示すことを予定している。
223	丸亀少女	R5. 3. 28	精神的に不安定な在院者について、診察が不要と判断される場合は、心情安定のために職員との面接時間を増やすなど、不安を取り除く対応を検討されたい。	診察の必要性までないと医師から判断があった在院者に対しては、個別担任などの職員が面接時に心身の状態を丁寧に確認している。今後も在院者の不安を取り除くための働き掛けを継続し、心情安定に努める。
224	丸亀少女	R5. 3. 28	診察の際、在院者の希望どおりに診察してくれないことを不満に持つ在院者もいるため、できる限り在院者が理解できるように平易な言葉で説明することを希望する。	診察への不満について在院者から申出があった場合は、個別担任などの職員が理解しやすいように平易な言葉を用いて在院者に説明している。今後も引き続き丁寧な対応に努める。
225	丸亀少女	R5. 3. 28	在院者が行っているスポーツがバレーボールに偏っており、いろいろなことをしたいという声があるため、他のスポーツの実施を検討されたい。	運動については、バレーボールだけでなくバランスに配慮した複数の種目のうち、各在院者が選択した種目を実施している。 体育については、年間指導計画を立て、バランスに配慮し計画的に実施している。
226	丸亀少女	R5. 3. 28	夏場のエアコンの効き目が部屋によって異なり、暑くて眠れないという在院者からの意見があるため、サーキュレーターを設置など、空気が循環できるような工夫を検討されたい。	夏季には、エアコンだけでなく、各居室で扇風機を使用し、空気を循環している。加えて、希望する在院者には、就寝前に保冷用枕を貸与し暑さ対策を行っている。引き続き在院者の体調に配慮した生活環境を整えるよう努める。
227	丸亀少女	R5. 3. 28	在院者間のコミュニケーションが取れるよう、お互いを知るためのミーティングのようなものを増やすことを希望する。	少年院の規律及び秩序を維持するため、不適切な会話は認めていないが、運動場面や集会指導においては、寮生活について互いの意見を発言する機会がある。また、特定生活指導の受講者が複数名いる際には、互いの意見を伝え合う場を設けているほか、在院者が製品計画の立案から販売までの過程に関与する製品企画科（アグリコース）においては、在院者同士が互いに話し合いながら計画を進めていく指導を実施し、コミュニケーション能力の向上を図っている。
228	丸亀少女	R5. 3. 28	「生活のしおり」に記載されていない生活上の詳細なルールについて、説明時に在院者にメモを取らせることを検討されたい。	当院では、説明時にメモを取ることを制限していないことについて、在院者に対して周知を図っていく。
229	丸亀少女	R5. 3. 28	面接時間を増やすために面接前に在院者に面談シート等を記載させて、面接する職員が事前に目を通した上で面接を実施するなどし、円滑な面接の実施のための工夫を検討されたい。 また、面接の順番や時間等について、在院者間で不満が出ないよう工夫を検討されたい。	在院者と個別担任との間で連絡帳を使用しており、面接時に話したいことを記載することができる運用をしている。また、当院が定める標準日課表に基づき、対象者に偏りが生じないよう配慮して面接を実施している。今後も、面接の順番や面接時間が偏らないようできる限り時間を確保した上で実施する。
230	丸亀少女	R5. 3. 28	「提案箱」を「意見箱」などと、分かりやすい言葉に変更することを要望する。また、説明用のパンフレットなどを提案箱の周辺に目立つように設置するなどの工夫を検討されたい。	「提案箱」の表記については、「意見・提案箱」に変更した。また、説明用のパンフレットを目立つように設置した。
231	丸亀少女	R5. 3. 28	職員育成に関して、業務について質問しやすい環境づくりや育成担当制をつくるなどの工夫を検討されたい。	勤務経験の少ない職員に対し、先輩職員が業務などについて助言・指導を行うメンター制度を実施している。同制度の周知を今後も徹底していく。
232	丸亀少女	R5. 3. 28	他施設の特徴や業務の違いなどを共有するために、職員同士で雑談する機会を増やすなど、様々な施設を経験した職員の話聞く機会を設けることを検討されたい。	他施設とのオンライン研修に参加させるなどして、幅広く職員に他施設のことを学ぶ機会を設けているところ、今後は集合研修が再開されるようになるため、他施設の職員と交流する機会が増えることとなる。また、施設内でも職員が意見交換できる機会や職員の話聞く機会を増やしていく。
233	丸亀少女	R5. 3. 28	職員の超過勤務について、事前申請をしているとのことであるが、事前であると終了時間が読めないため、事後申告はできないか検討されたい。	超過勤務については、必要と認められた場合に命令して実施しているところ、事前に監督者が職員の超過勤務及び在庁状況を把握する必要がある。 なお、事前申請した時間を超過した場合は終了時間を申告することとしている。今後も、職員の健康管理及び超過勤務時間の適切な管理を行い、過度な超過勤務とならないよう努める。
234	四国少	R5. 3. 16	少年への対応に大きな問題があるケースはなかったが、職員が少年に怒鳴るといった話があった。ある程度声が大きくなることは仕方ない場面もあるが、状況に応じて対応されたい。	職員の対応について調査を行ったところ、職員が在院者を怒鳴りつけるなどの行為は確認されなかったものの、引き続き、職員に対して、処遇方法等に関する研修を実施し、適切な指導を継続できるように努めていきたい。



番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
235	四国少	R5. 3. 16	夕食の時間が早く、朝食までに空腹になるとの指摘があったので、検討されたい。	夕食の給与時間を変更することは、日課の制約を受けるほか、職員配置上困難であるところ、夕食にボリュームのあるメニューを給与するなど、在院者の空腹感をできる限り抑えられるよう努めている。
236	四国少	R5. 3. 16	食事を早く食べなければいけないという指導について、個人差もあるので配慮していただきたい。	保管理上の制約もあり、原則的には一斉に食事を開始し、一斉に終了しているが、在院者全体によく噛んで食べるように指導し、ゆっくり喫食する者に対しては急かさない雰囲気を醸成している。
237	四国少	R5. 3. 16	入浴を行う曜日について、変更を検討して欲しいとの意見があったので、検討していただきたい。	入浴の曜日の変更については、在院者の保健衛生及び職員配置への支障について十分考慮した上で、今後検討していきたい。
238	四国少	R5. 3. 16	夏季の冷房について、予算の関係上、夜間は停止しているとのことであるが、生命、健康に関わることであるので、冷房のための予算を確保するなど、熱中症対策を検討されたい。	予算措置については、当院限りで対応できるものではないため、上級官庁に報告する。 なお、当院では、熱中症対策として、各居室で扇風機を使用しているほか、就寝前に保冷用枕を貸与するなどしており、引き続き、在院者の健康等に配慮した熱中症対策に努める。
239	松山学	R5. 3. 6	在院者の特性や理解力に応じた指導、職員間での統一的な指導の実施を検討されたい。また、これらの指導が可能となるような研修等の実施を検討されたい。	今後とも、職員朝礼及び教育・支援部門ミーティング等において在院者に関する情報共有を図り、在院者個々の特性や理解力に応じた、きめ細かかつ統一的な指導を実施していく。また、毎週1回実施している寮担任会議を通して、引き続き職員間による指導内容に差が生じないように意識の統一を図っていく。
240	松山学	R5. 3. 6	視察委員会の際に、前回の視察委員会から当日までの間に発生した在院者の遵守事項違反、在院者に対する懲戒の有無及びそれらの件数と概要についての報告を希望する。	今後の視察委員会においては、在院者の反則行為及び懲戒に関する報告を実施していく。
241	松山学	R5. 3. 6	令和4年度中に発生した火災等について、再発防止のために原因を追究した上で、職員の防災意識を高め、火災発生時には在院者の安全を直ちに確保できる体制を構築されたい。	火災事故再発防止のために緊急点検を実施した。また、再発防止のための指示を发出し周知徹底するとともに、防災意識の高揚のため消防訓練等を実施した。引き続き火災予防対策及び訓練等を実施していく。
242	松山学	R5. 3. 6	在院者から季節に応じた温茶又は冷茶の給与希望があった場合、従前どおり柔軟に対応願いたい。	お茶の提供等については、令和4年12月から温茶・冷茶の両方を給与する体制としているが、今後も同様の取扱いとすることとしている。
243	松山学	R5. 3. 6	季節ごとに行われるクリスマス等の行事について、施設内において今後も積極的な開催を要望する。	教育行事及び宗教行事については、今後も計画的に実施していく。
244	筑紫少	R4. 10. 12	トイレで使用するちり紙を入れるためのポーチについて、用便中に落として汚れるのを防ぐため、ポーチの紐の長さを手首にかかるよう調整してほしいという意見があるため、改善を検討されたい。	当該ポーチについて、手首にかかる長さのカラーゴムを付けることとした。
245	筑紫少	R4. 10. 12	集団寮における提案箱の設置場所について、周囲に知られずに意見・提案書が提出できるよう設置場所の変更を検討されたい。	提案箱の設置場所を、ホール中央に位置するテレビの下からホール奥の本棚に変更し、図書交換の際等に人目を気にせず意見・提案書の提出が可能となるようにした。
246	福岡少	R4. 5. 20	シャンプーの使用量制限について、視察委員の意見により一旦は緩和されていたものの、再度強化されているということであり、講じた措置を確実に引き継ぐことを要望する。	シャンプーの使用量制限について、基準が不明確であったため基準を統一するとともに、講じた措置を確実に引き継ぐよう全職員に周知した。
247	福岡少	R4. 7. 15	1か月の閲読申請の制限数として、自弁品の図書と写真はそれぞれ1冊と計上するとの規定があるところ、写真をアルバムに収納する等により複数枚を1冊として計上可能とすることを要望する。	1か月に閲読できる冊数のうち、写真やパンフレットも1冊と計上していたところ、写真・パンフレットを1か月の閲読申請の冊数に含めない運用に変更した。
248	福岡少	R4. 7. 15	提案箱への投かんを行う際に、職員に渡して入れてもらう対応がとられていると在院者が述べている。また、職員から「書いても何も変わらないよ。」と言われると在院者から申出があり、委縮させてしまうので検討されたい。	在院者が申し出ている件について調査したところ、いずれの事実も認められなかったが、当該在院者の申出内容を全職員に周知し、提案箱への投かんは職員を介すことなく行わせ、不必要な発言をしないよう指導した。
249	福岡少	R4. 7. 15	黒色以外のボールペンの使用の許可について検討されたい。	現状において、ボールペンについては、黒色以外は使用させていないが、今後、黒色以外のボールペンの使用について検討していく。
250	福岡少	R4. 9. 16	現状黄色1色のみ許可されている蛍光ペンの種類を増やすことについて検討されたい。	在院者個々の必要性に応じて判断する。
251	福岡少	R4. 12. 16	宅地建物取引士や危険物取扱者などの資格取得等に関する書籍が少ない。幅広い分野について書籍をそろえることを要望する。	予算状況も踏まえつつ、引き続き書籍の充実化に努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
252	福岡少	R4. 12. 16	書籍を借りる際の選定時間を現在よりも長くすることを要望する。	統一した基準がなかったため、適正な選定時間の基準を定め、それを下回らない運用に変更した。
253	福岡少	R4. 12. 16	霜焼けの症状が出始める時期であるため、寮の暖房を管理するなどして、霜焼け予防に努めるよう要望する。	特に気温の低い日でも対応できるよう計測を行って暖房を管理し、また、霜焼け対策のため、厚手の靴下やスリッパ、水仕事用のゴム手袋を給与した。
254	福岡少	R5. 2. 10	食事が冷めているとの申出が在院者からあったため、できるだけ温かい食事を提供することを要望する。	配膳に時間を要するメニュー等の場合、多少冷めることも考えられるため、できるだけ迅速に配膳を行うよう周知している。
255	福岡少	R5. 2. 10	視察委員会の意見により改善が行われた点について、職員で共有し、適切に引継ぎを行うことを要望する。	職員間で情報を共有するとともに、職員の異動によって断絶することがないように確実に引継ぎ、適切に継続される施設体制を築く。
256	佐世保学	R4. 10. 5	在院者から、集団寮はホールに時計が設置されているが、単独寮では時計が設置されていないため、時間を確認することができず、日課時間に合わせて出寮等の準備をする際に時間が確認できないという意見があったことから、時計の設置を検討されたい。	単独寮においても在院者が時間を確認できるよう、新たに各居室廊下前に時計を設置した。
257	人吉農	R4. 10. 20	職員に相談していた際に「帰れ。」と言われたとの意見があった。経緯等は不明だが、事実関係を確認し、所要の指導等を要望する。	事実関係を調査したところ、直ちに不適切な言動とまでは認められなかったものの、在院者の誤解を招き得るものであったことから、当該職員に指導するとともに、全職員に注意喚起した。
258	人吉農	R5. 2. 16	障害や被虐待経験等により支援が必要な者が多数在院している現状においては、精神科医師による必要かつ十分な診療機会の確保、常勤の福祉専門官・就労支援スタッフ等の配置、在院者の基礎学力向上等に向けた学習スタッフの配置といった法務教官の負担を軽減できる体制が必要であるため、整備されたい。	予算措置等が必要であり、施設限りで対応できるものではないため、上級官庁に報告する。
259	人吉農	R5. 2. 16	電気代高騰による光熱費捻出のため、書籍等の教育教材の購入が抑制されるなど、必要な矯正教育が阻害されることのないように施設運営をされたい。	予算上の制約があるものの、引き続き適正な書籍の購入に係る予算の執行等、適切な矯正教育の実施に努める。
260	中津少	R5. 3. 15	昨今の猛暑、寒波の厳しさを踏まえ、早期のエアコンの導入を検討されたい。	予算上の制約、電気容量等の問題も含まれることから施設限りでの実施は極めて困難であるため、引き続き上級官庁に対して要望していきたい。
261	中津少	R5. 3. 15	新型コロナウイルス感染症対策について、国の対策方針は、感染者数や重症化率等を踏まえて制限緩和の方向に進んでいることから、マスクの着用などバランスのとれた対策を実施されたい。	国の対策方針や市中感染状況を踏まえて、適切に対応していきたい。 なお、在院者のマスクの着用は、体育館を含む屋外の日課では、在院者の判断に任せる扱いとした。
262	中津少	R5. 3. 15	書籍の充実が矯正教育の観点からも極めて重要であり、更なる充実に努められたい。	在院者の特性や関心に配慮しながら、幅広い内容の書籍を新規に購入している。引き続き、書籍の購入と更新を行い、充実を図っていく。
263	中津少	R5. 3. 15	食事について、御当地メニューや世界メニューを取り入れるなど創意工夫が見られ、令和3年度に比べて不満が減っている。 楽しい食事は改善更生にもプラスになるため、今後も継続するよう務められたい。	在院者の食事については、限られた予算の中で、食育・健康維持の観点を考慮して提供している。今後も在院者の食の充実に努めたい。
264	中津少	R5. 3. 15	令和4年度は、職員の指導や態度に対する不満が多く聞かれた。発達障害等により強いこだわりを持つ在院者にとっては、職員の曖昧な態度や矛盾する行動が許せなくなるのではないかとと思われることから、個々の在院者の特性に留意した矯正教育の実施に努められたい。	職員の指導方法や勤務態度については、ミーティング等で注意喚起するとともに職員研修を実施し、発達障害を有するなど、引き続き個々の在院者の特性に配慮した矯正教育を実施していきたい。
265	中津少	R5. 3. 15	視察委員会専用のロッカーの鍵を少年院において保管するようになって、意見・提案書及び提案箱の鍵を任意に扱うことができないような措置を検討されたい。	意見・提案書及び意見・提案箱の鍵は、視察委員会専用のロッカー内に保管され、同ロッカーの鍵については、視察委員会委員長の押印により封筒に封かんして庶務課長が管理しており、任意に扱うことはできない取扱いとなっている。
266	大分少	R5. 3. 22	在院者に対する面接及び提案箱に投じられた意見の大部分が既に告知されている指示や規則の不知によるものであるため、在院者に対する諸規則について、より丁寧な告知、説明を行うように要望する。	従前から、新入時教育等において、院内の規則等に関する告知・説明を行っているところ、理解が不十分な在院者については、重ねての説明を随時実施し、理解度を高めるように努める。
267	沖縄少	R5. 3. 29	シャワー浴の時間を延長することを要望する。	週3回の入浴は確保している。その上で、シャワー浴を入浴日以外の日に実施しており、日課との兼ね合いや予算状況等、施設運営への影響も踏まえ、実施時間は現行のままが相当と考えている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
268	沖縄少	R5. 3. 29	食事の量を、在院者が残さずに食べられる適切な量に減量することを要望する。	法務大臣訓令に基づき健康管理上適正な給与熱量を満たす食事を給与しており、喫食量には個人差があることから全量の喫食は義務づけておらず、残食も任意である。
269	沖縄少	R5. 3. 29	在院者を複数の職員が囲んで大きな声で指導したという在院者からの意見について、実情を調査することを要望する。	調査の結果、居室内の在院者に対し廊下側から複数人の職員で指導した事実があったが、不適切な点は認められなかった。当該関係職員に対しては、人権への配慮、指導する際の言葉遣いや態度について注意喚起した。
270	沖縄少	R5. 3. 29	視察委員会の開催日数を増やすように予算措置を講じるよう要望する。	施設限りでは対応できないので、頂いた御意見は上級官庁に報告する。